

区 分	実 施 事 項
<p>第1警戒体制 (準備体制及び走錨 対策強化)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあつては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。 3 木材水上荷卸し及びいかだ運航は中止基準を厳守すること。 4 在港錨泊船は、VHF16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AISの作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、嚴重な走錨海難防止対策を講じること。 5 特にJERA・東京ガス扇島LNGバースから半径2海里の円内（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記4項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。 6 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。 7 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。
<p>第2警戒体制 (避難体制及び走錨 対策強化)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、嚴重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないかと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、嚴重な警戒体制をとること。 5 特にJERA・東京ガス扇島LNGバースから半径2海里の円内（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。
<p>入港制限</p>	<p>総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあつては、この限りでない。）</p>
<p>錨泊自粛</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。 2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。 <p>① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、</p>

	<p>錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</p>
--	---

注1 走錨対策強化海域

- 1 東京ガス扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。

ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- (1) 北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）。
- (2) 北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（J F E スチール東日本製鉄所扇島護岸）。
- (3) 横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）。
- (4) 北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。
- (5) 北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）。

注2 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でない判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。）
- 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶。

注3 錨泊制限海域

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒）を結んだ線
- 3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地 D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経

- 139度48分9秒の地点、北緯35度29分36秒、東経139度47分5秒の地点、浮島2期埋立地処分場護岸上（北緯35度30分44秒、東経139度48分5秒）を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯35度31分37秒、東経139度47分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯35度31分56秒、東経139度47分42秒）を結んだ線
- 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯35度34分8秒、東経139度6分16秒）と京浜島東側護岸（北緯35度34分7秒、東経139度46分8秒）を結んだ線
- 7 東海3丁目南東端（北緯35度34分38秒、東経139度45分45秒）と城南島西端（北緯35度34分38秒、東経139度46分）を結んだ線
- 8 城南島北端（北緯35度35分14秒、東経139度46分40秒）と大井食品ふ頭東端（北緯35度35分25秒、東経139度46分36秒）を結んだ線

1. 無線による周知

次の無線局から警戒体制等の情報が無線により周知される。

無線局名称	呼出符号又は呼出名称	呼出周波数 kHz	通信周波数 kHz
第三管区海上保安本部 警備救難部救難課 運用司令センター	ヨコハマホアン	国際VHF CH16	CH12
東京湾海上交通センター	トウキョウマーチス	国際VHF CH16, 13	CH12, 13, 14, 66, 69
同上 (ラジオ放送)	トウキョウマーチス		1, 665kHz (日本語) 2, 019kHz (英語)
横浜市港湾局	ヨコハマポータルラジオ	国際VHF CH16	CH11

2. 沿岸域情報提供システム（海の安全情報）による周知

横浜海上保安部のインターネットホームページにより、警戒体制等の情報が周知される。

横浜海上保安部ホームページ URL

インターネット <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

携帯サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/03kanku/yokohama/>

錨泊時の留意事項

1. 錨地指定、停泊指定及び錨泊通報

(1) 総トン数500トン以上の船舶及び危険物積載船

港則法に基づき通常どおりの錨地・停泊場所指定願により指定等を受けること。

(2) 総トン数500トン未満の船舶（危険物積載船を除く）

第1警戒体制または第2警戒体制が発令中の場合にあつては、錨泊船舶及び避難船舶は、錨泊位置を次の方法により京浜港長あて、すみやかに通報すること。船長にかわつて船会社・代理店等からでも差支えない。

① 通報内容

船種、船名、総トン数、避難前のバース、錨泊位置（錨地名）、投錨日時、船舶電話番号、信号符字又は船舶番号、全長、最大喫水、AIS 装備の有無、投錨節数

② 通報方法

イ 加入電話 横浜海上保安部（常時執務）

045-201-1671, 8180

ロ 加入 FAX 横浜海上保安部（常時執務）

045-211-2405

別添、様式により通報すること。

2. 避泊中の当直体制（船橋当直・無線当直）の確保

避泊中は、船橋に常時当直員を配置して走錨事故等の防止をはかるとともに、VHF 装備船については、国際VHF CH16を聴守すること。

また、AIS（船舶自動識別装置）装備船については、AISを常時作動させること。